

仕 様 書

- 1 件名 骨粗しょう症予防教室業務委託
- 2 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 履行場所 区が指定する場所

4 委託の目的

本委託事業は、別途、区が健康づくりサポートプランに基づき実施する「骨粗しょう症検診」の受診者に対して講座を実施することにより、骨粗しょう症に対する意識、理解度の向上を図るとともに、行動変容を促し、骨粗しょう症の予防、早期発見・治療に自主的に取り組める態勢を整備する。

5 委託内容

- (1) 予防教室（対面型講座）の企画および実施に関する業務
- (2) 予防教室（オンライン型講座）の企画および実施に関する業務

6 「予防教室（対面型講座）の企画および実施に関する業務」の詳細

(1) プログラムの策定の基本的な考え方

「4 委託の目的」に基づき、「プログラム策定の基本的な考え方（別添1）」に沿った提案をすること。

1 講座の所要時間を1時間30分程度とし、パートを「導入・基礎知識・栄養指導・運動指導・クローズ」の5つに分けること（それぞれのパートの時間配分の目安は、「プログラム策定の基本的な考え方（別添1）」を参照）。

プログラムの策定にあたっては、骨粗しょう症に関する専門家等による監修・助言を受けること。

(2) 対象者および区分

対象者等の年間想定数

骨粗しょう症検診の対象者	35,000人
内 検診の受診者	5,000人
内 「要精密検査」の判定となる者	1,600人
内 「要指導」の判定となる者	1,400人
内 予防教室に参加する者	140人
内 「異常なし」の判定となる者	2,200人
内 予防教室に参加する者	220人

令和4～5年度の実績を基に想定しているが、想定数は増減する場合がある。

区分

対象者を以下の2つの区分に分け、プログラムを作成すること。

区分	年齢	世代の特徴
区分1	検診結果が「要精密検査」の受診者を除く 40、45、50、55歳	閉経前後の年代（骨量が減少していく年代）
区分2	検診結果が「要精密検査」の受診者を除く 60、65、70歳	骨量が減少する中で高齢期を迎える年代

(3) 実施スケジュール

別添2「令和7年度 骨粗しょう症予防教室 実施スケジュール(案)」を参照
なお、実施スケジュールは、区と受託者の協議により決定する。

(4) 参加定員

1回につき30名予定（会場の都合等により、増減する場合がある）

(5) 会場の確保

原則として、区が指定する場所（保健相談所の集団学習室等）とする。ただし、以下の要件を満たすと区が認めた場合、受託事業者が確保した場所も可とする。

- ・練馬区内であること
- ・30名以上の定員を収容できること
- ・運動の実習ができること
- ・会場までの利便性が確保されていること

(6) 参加申込の受付

電話またはメール（インターネットの入力フォーム等による方法も含む）により、参加申込者の受付を行うこと。

受付にあたり、参加申込者および希望者からの問い合わせに対して、区が別途用意する資料（FAQ等）を参考として、基本的な内容に関する回答を行うこと。

申込は先着順とし、定員を超える場合には、区へ報告し受付終了の告知を行うこと。

(7) 教材・資料

参加者に配布し、説明するための資料を作成すること。

(8) 当日運営

講師とは別に、当日会場に運営担当者を配置すること。

運営担当者は、会場設営および撤収、参加者の受付および案内を担当すること。
運営担当者は、開催中に災害が発生した場合、避難誘導を行い、事故発生時には区との緊急連絡の窓口となること。

当日会場に区職員は立ち合わない。ただし、履行確認等のため、区職員が同席する場合がある。

(7)により作成した資料は、受託者が予備も含め用意すること。区から予め指示を受けた資料も配布すること。

(9) 感染症および熱中症対策

区が別途指示する方法により、当日会場における感染症および熱中症予防対策を講じること。

受託事業者は、常に講師および運営担当者の体調管理を徹底しておくこと。

国または都の方針等に基づき、区が事業を中止または延期を決定した場合、参加申込者への連絡等について、区と協力し、速やかに対応すること。

(10) 実施結果報告書

参加者からのアンケートを実施し、各回の集計結果をまとめること。

集計結果は、検診結果が「要指導」の受診者と「異常なし」の受診者との別が判別できるようにすること。

各回の開催後2週間以内に、アンケート集計結果および実施結果報告書を区へ提出すること。

アンケート結果は、各回の集計結果および各回を合計した集計結果が分かるものとする。

7 「予防教室（オンライン型講座）の企画および実施に関する業務」の詳細

(1) プログラムの策定の基本的な考え方

「4 委託の目的」に基づき、「プログラム策定の基本的な考え方（別添1）」に沿った提案をすること。

1 講座の所要時間を45分程度とし、パートを「導入・基礎知識・栄養指導・運動指導・クローズ」の5つに分けること（それぞれのパートの時間配分の目安は、「プログラム策定の基本的な考え方と留意事項（別添1）」を参照）。

オンライン型（ライブ配信）の内容は、対面型講座をベースとしたダイジェスト版を基本とすること。

オンライン型に慣れていない方も参加しやすいように支援するため、オンラインの利用等に関するわかりやすい説明資料等を作成する等の工夫をすること。

プログラムの策定にあたっては、骨粗しょう症に関する専門家等による監修・助言を受けること。

(2) 対象者

6 - (2)と同じ

(3) 実施方法

ライブ配信

ライブ配信は、別添2により区が指定した時期に、区分 について少なくとも2回、区分 について少なくとも1回実施すること。

オンデマンド配信

ア オンデマンド配信は、参加者がWebサイトにアクセスし、「ライブ配信した内容を収録・編集したもの」または「ライブ配信とは別に作成したもの」を視聴する形式とすること。

イ 配信期間は、別添2により区が指定した期間、継続し、原則として参加者が視聴できない時間帯を設けないこと。ただし、区が必要と認めた期間および時間帯は除くことができる。

(4) 実施スケジュール

別添2「令和7年度 骨粗しょう症予防教室 実施スケジュール(案)」を参照

なお、実施スケジュールは、区と受託者の協議により決定する。

(5) 参加定員

ライブ配信は、1回につき100名を上限とし、参加申込状況を踏まえ、区との協議により定員を増加することができるものとする。

(6) 参加申込の受付

電話またはメール(インターネットの入力フォーム等による方法も含む)により、参加申込者の受付を行うこと。

受付にあたり、参加申込者および希望者からの問い合わせに対して、区が別途用意する資料(FAQ等)を参考として、基本的な内容に関する回答を行うこと。

申込は先着順とし、定員を超える場合には、区へ報告し受付終了の告知を行うこと。

(7) 当日運営(ライブ配信のみ)

講師とは別に、当日配信会場に運営担当者を配置すること。

運営担当者は、安定的な配信ができるように調整等を行うこと。

配信場所は、原則として、受託者が安定的なインターネット通信が可能な会場を確保すること。なお、保健相談所施設内の部屋(集団学習室等)を使用することも可とするが、Wi-Fiの環境が無いことに留意すること。

当日配信会場に区職員は立ち合わない。ただし、履行確認等のため、区職員が同席する場合がある。

(8) 説明用資料

説明用資料は、受託者が用意すること(特に、ライブ配信では、必要に応じて、郵送、メールによる送信またはダウンロード等により講座開始までに配布するよう対応すること)。また、区から予め指示を受けた資料も配布すること。

(9) 実施結果報告

参加者からのアンケートを実施し、各回の集計結果をまとめること。

集計結果は、検診結果が「要指導」の受診者と「異常なし」の受診者との別が判別できるようにすること。

各回の開催後2週間以内に、参加者名簿、アンケート集計結果および実施結果報告書を区へ提出すること。

アンケート結果は、各回の集計結果および各回を合計した集計結果が分かるものとする。

オンデマンド配信におけるアンケートの実施方法は、別途、区と協議すること。

8 関連業務との連携

(1) 本事業の対象者向け周知用のリーフレット等の制作

別途、区は、骨粗しょう症検診を受診した者のうち、「異常なし」または「要指導」と判定された者に対して、骨粗しょう症の啓発をするとともに、本委託事業により実施する講座への参加を勧奨するためのリーフレット(以下、「情報提供用リ

ーフレット」という。)を作成する。

本件の受託者は、区が情報提供用リーフレットを作成するにあたり、PR用の素材(画像等)の提供、内容に対する助言、参加者の増加に資する紙面構成の工夫等の協力を行うこと。

9 事業評価への協力

- (1) 受託者は、区が本委託事業についての事業量に基づく評価および事業成果に基づく評価に実施するにあたり、課題の洗い出し、見直すべき事項の整理、改善方法の提案等について、積極的に協力すること。

10 履行確認および支払

- (1) 受託者は、業務内容ごとに以下の時期に履行確認を受けること。

業務内容	履行確認の時期
(1) 予防教室(対面型講座)の企画および実施	6 - (10)に基づく「実施結果報告書」の提出時
(2) 予防教室(オンライン型講座)の企画および実施	7 - (9)に基づく「実施結果報告書」の提出時

- (2) 区は、本委託契約完了後、受託者の適法な請求を受けてから速やかに一括で委託料を支払う。

11 受託情報の保護

- (1) 受託業務の履行にあたっては、個人情報保護条例を遵守し、別添「情報の保護および管理に関する特記事項」に基づくこと。
- (2) 受託者は、本業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とすること。

12 事業実施体制

- (1) 受託者は、本受託業務の履行管理に必要な知識、技能、資格および経験を有する者を業務責任者として選任し、業務責任者選任届を提出するとともに、業務責任者により受託業務の円滑な管理運営をさせること。
- (2) 業務責任者は、以下を担当すること
 - 本受託業務の統括管理
 - 本受託業務に関する区民からの苦情対応責任者
 - 本受託業務に関する事故発生時の対応

13 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項や内容等に疑義が生じた事項については、区と受託者が別途協議のうえ、定めるものとする。
- (2) 予防教室(対面型講座)の実施中に災害が発生した場合、業務責任者および運営担当者は、区と連携・協力し、参加者の安全確保および避難誘導等を行うこと。

なお、緊急時の連絡体制や方法等は、別途協議のうえ、定めるものとする。

- (3) 受託者は、予防教室（対面型講座）の実施中の事故に備え、賠償保険に加入すること。
- (4) 練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月10日27練福障第2089号）を踏まえ、練馬区と同等の合理的配慮の提供を行うものとする。

【担当】

練馬区健康部北保健相談所管理係 担当：田中

〒179-0081 練馬区北町6 - 35 - 7

電話：03（3931）1347 FAX：03（3931）0851

E-mail：KITAHOSO@city.nerima.tokyo.jp